

午後3時2分 開議

議長（真砂 満君） ただいまから平成16年第2回泉南市議会臨時会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 木下豊和議員、6番 森 裕文議員の両君を指名いたします。

次に、日程第2、選挙第3号 泉南清掃事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

これより泉南清掃事務組合議会議員6名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

泉南清掃事務組合議会議員に

4番 小 山 広 明 議員

7番 竹 田 光 良 議員

10番 大 森 和 夫 議員

14番 谷 外 嗣 議員

19番 北 出 寧 啓 議員

及び不肖私、11番 真 砂 満  
の以上6名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小山広明議員、竹田光良議員、大森和夫議員、谷 外嗣議員、北出寧啓議員、及び不肖私、真砂 満の以上6名の諸君を泉南清掃事務

組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小山広明議員、竹田光良議員、大森和夫議員、谷 外嗣議員、北出寧啓議員、及び不肖私、真砂 満の以上6名が泉南清掃事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま泉南清掃事務組合議会議員に当選いたしました小山広明議員、竹田光良議員、大森和夫議員、谷 外嗣議員、北出寧啓議員、及び不肖私、真砂 満が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第3、選挙第4号 南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員選挙についてを議題といたします。

これより南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に

3番 和 気 信 子 議員

及び17番 島 原 正 嗣 議員

の以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました和気信子議員及び島原正嗣議員の以上2名を南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました和気信子議員及び島原正嗣議員の以上2名が南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

ただいま南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に当選いたしました和気信子議員及び島原正嗣議員が議場にありますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第4、選挙第5号 南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員選挙についてを議題といたします。

これより南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員3名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に

13番 市道浩高議員

15番 角谷英男議員

18番 巴里英一議員

の以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました市道浩高議員及び角谷英男議員並びに巴里英一議員の以上3名を南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よ

って、ただいま指名いたしました市道浩高議員及び角谷英男議員並びに巴里英一議員の以上3名が南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

ただいま南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選いたしました市道浩高議員及び角谷英男議員並びに巴里英一議員が議場にありますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第5、議会議案第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務文教常任委員会委員に

1番 中尾広城議員

11番 真砂満

12番 東重弘議員

15番 角谷英男議員

16番 成田政彦議員

17番 島原正嗣議員

20番 堀口武視議員

の以上7名の諸君を。

続いて、厚生消防常任委員会委員には

2番 原憂子議員

3番 和気信子議員

4番 小山広明議員

5番 木下豊和議員

7番 竹田光良議員

10番 大森和夫議員

19番 北出寧啓議員

の以上7名の諸君を。

最後に、産業建設常任委員会委員には

6番 森裕文議員

8番 井原正太郎議員

9番 松本雪美議員

13番 市道浩高議員

14番 谷外嗣議員

18番 巴里英一議員

の以上6名の諸君を。

以上のとおりそれぞれ指名いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第6、議会議案第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に

- 2番 原 憂子 議員
- 5番 木下 豊和 議員
- 7番 竹田 光良 議員
- 10番 大森 和夫 議員
- 11番 真砂 満
- 13番 市道 浩高 議員
- 14番 谷 外嗣 議員

の以上7名の諸君を指名いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

なお、本委員会の所管事務のうち、議会運営の効率化、次期会議の会期等については、閉会中も審査を必要とすることから、閉会中の継続審査に付すものといたします。

次に、日程第7、議会議案第3号 特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の設置に関しましては、現下本市を取り巻く諸問題のうち、重要問題の1つでありますところの関西国際空港問題に取り組まなければならないため、9名の委員をもって構成をする空港問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって本件につきましては、9名の委員をもって構成をする空港問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることに決

しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました空港問題対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

- 1番 中尾 広城 議員
- 3番 和気 信子 議員
- 4番 小山 広明 議員
- 5番 木下 豊和 議員
- 9番 松本 雪美 議員
- 13番 市道 浩高 議員
- 14番 谷 外嗣 議員
- 17番 島原 正嗣 議員
- 20番 堀口 武視 議員

の以上9名の諸君を指名いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を空港問題対策特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、行財政問題対策特別委員会設置につきましては、本市の行財政問題に対し、より効率的な運営並びに健全化について調査研究するため、9名の委員をもって構成をする行財政問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって本件につきましては、9名の委員をもって構成をする行財政問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました行財政問題対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

- 2番 原 憂子 議員
- 6番 森 裕文 議員
- 8番 井原 正太郎 議員
- 10番 大森 和夫 議員
- 12番 東 重弘 議員
- 15番 角谷 英男 議員

16番 成田政彦議員  
18番 巴里英一議員  
19番 北出寧啓議員

の以上9名の諸君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を行財政問題対策特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第8、議会推薦議案第1号 泉南市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） お諮りいたします。被推薦委員5名については、私から指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、市議会推薦の泉南市都市計画審議会委員に

8番 井原正太郎議員  
9番 松本雪美議員  
15番 角谷英男議員  
17番 島原正嗣議員  
20番 堀口武視議員

の以上5名の諸君を指名いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を市議会推薦の泉南市都市計画審議会委員に推薦することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井原正太郎議員、松本雪美議員、角谷英男議員、島原正嗣議員、堀口武視議員の以上5名の諸君を泉南市都市計画審議会委員に推薦することに決しました。

次に、日程第9、議会推薦議案第2号 泉南市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） お諮りいたします。被推薦委員4名については、私から指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、市議会推薦の泉南市農業委員会委員には

1番 中尾広城議員  
6番 森裕文議員  
12番 東重弘議員  
16番 成田政彦議員

の以上4名の諸君を指名いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を市議会推薦の泉南市農業委員会委員に推薦することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中尾広城議員、森裕文議員、東重弘議員、成田政彦議員の以上4名の諸君を泉南市農業委員会委員に推薦することに決しました。

お諮りいたします。ただいま市長から議案第1号 泉南市監査委員の選任についての件が提出されております。

この際これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって本件を日程に追加し、議題とすることについては、可決されました。

議案第1号 泉南市監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、議案書の朗読を省略し、理事者から提案理由の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） このたび議会選出の監査委員に東 重弘氏を選任いたしたく、ここに御提案申し上げます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） 本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、東 重弘議員の除斥を願います。

〔東 重弘議員退場〕

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山広明議員。

4番（小山広明君） 今、向井通彦市長から提案の理由が述べられたわけですが、この選任ということでここに議案を出してくるまでの経緯を市長から少し御説明いただきたいと思います。

これは多分議会の方から、この人はということで市長にお名前を出して、そして市長の同意を得てここに出してきたんだろうと思うんですが、この出す経緯の中で、私も議会の中で監査委員になりたいという意思表示をしておりました。しかし、今提案されている東 重弘さんを監査委員にするということが決まったということが私に何の連絡も理解もないまま市長に提案をされたんですが、これは少し手続上も私は問題だと思いますので、そういう経過の中で今これが提案されておるわけですね。

私にとってはそれは同意できないわけですし、また議論の中でも、あくまでも市長が提案するんだから、議会からそれを提案したものを全部市長は議会に出すとも限らない、そういうようなことも配慮して、議会でだれを監査委員に市長に推薦をするかということも考えなければならない、こういう私からすれば大変問題のある選び方だと私は思うんですね。

これは当然、市長の思いだけでは監査委員をつくることはできない。当然、議会の同意ということですから、主体性は議会にあるわけなんですね。そういう点では、議会が協議をした中でこの人を監査委員ということになれば、市長はある意味で無条件にその委員をここに提案するというのが、私はこの制度、手続においてもそういうことでは

ないかと思うんですが、そういうことについて議会の中で議論されている、市長がいやこの人は議会から推薦された人であっても、私は議会にその人を監査委員としては選任するという提案はできないというようなことを市長は思っておられるかどうか、その辺の監査というものについての市長のお考えもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、手順、手続でございますが、議会選出の監査委員につきましては、従来から議会から御推薦をいただいて、そして私の方に意向打診がございます。今回もそういう手続で御推薦をいただいたところでございます。

今回、東 重弘氏ということでございまして、私といたしましても、この方については監査委員として適任者という判断をいたしまして、今回御提案をさしていただいているものでございます。

また、2点目の議会から推薦があれば無条件に提案するのかということにつきましては、必ずしもそうではございません。もちろんその方が適任者かどうかという判断は、やはり任命権者であります私にありますので、私の方で判断をさしていただいて、そしてふさわしいということであればそういう形で御提案をさしていただいております。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） これは事実経過から申し上げますと、私は1人会派という扱いになっておりまして、会派とも言ったらいかんようでありますけども、1人で会派を名乗っております、そういう同じ1人で会派という方が2人おるということで、どちらか代表で出るという形で代表者会議に出て参加しとるわけなんですね。

しかし、私は監査に出るということを明確に言っておったんですが、その後候補者同士というか、候補者を抱える幹事長が寄って、そして小山はおりたと。だからということで、おりれば当然それは東さんに決まるわけで、そういう中で決まったんですが、その後私はおりたという意思表示も一切しておりませんし、ちょっと手違いもあったと思うんですが、そういう形で市長の方に推薦があったと。これが事実経過なんですね。

それから、もう1つは、市長が議会から推薦があっても必ずしも、その人が適任かどうかを判断をして出すからノーということもあり得るよという、そういう答弁だったと思うんですね。これは至って私は問題だと思うんですね。議会がやはり同意をする案件ですので、市長の思惑だけではできない。議会も責任を持ってその人を推薦をしたということになれば、議員というのは当然主権者、市民から選ばれた立場でありますから、そこがあって我々議員という活動をするわけですから、議員20人はどの議員も私は適任者だということが私は基本だと思うんですね。

そういう点では、そういう市長の抽象的な、するかどうか私が判断するとすれば、市長に反対意見を言っている議員については、市長がノーということになるのではないかという議会の中の思いがこういう推薦をする場合に左右されてしまうと。全く白紙で20人が同じ立場で、議会がこの人がよしとすれば、やはりそれは市長は当然市長だけで決められないわけですから、当然議会に出して、議会の同意を得るということからすれば、やはり判断をして出す場合もあるけども、提案しない場合もあるという見解というのは、私は制度上もおかしいのではないかと、このように思います。再度その点についてだけ御答弁いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目は議会内の問題でございます。（小山広明君「それはいい」と呼ぶ）

それから、2点目については、あなたの質問は無条件で議会から推薦があれば提案するのかと、こういうことでございましたから、必ずしもそうではございませんと。当然、監査委員としての適任かどうかという判断は、任命権者あるいは提案者である私が判断すると、こういうことを申し上げたわけでございます。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） それでは、全く抽象的にやられるんじゃないかなという懸念が残ってしまいます。だから、やっぱり私は今の市長の説明は、

説明責任になってないと思うんですね。抽象的ですからね、大変ね。

だから、もっともある意味で監査という立場は、行政をチェックする立場ですから、むしろ市長が政治的姿勢としては好ましくないという、そういう方がなる方が私はふさわしいと、僕はそう思っておるんですよ。我々も市民のために考えてるわけですからね。だから、市長の政治姿勢にやっぱり理解がある人が私はいいと思わないんだ、こういう立場はね。だから、議会の同意が要ることだと思うんです。それは見解が違うからいいですけど、私はそういう思いを申し述べて、答弁は結構です。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（真砂 満君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

東 重弘君の入場を願います。

〔東 重弘議員入場〕

議長（真砂 満君） 次に、日程第10、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報

告第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第5号)につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成16年8月30日に接近した台風16号により施設の一部に被害を受けた男里老人集会場及び同年9月7日に接近した台風18号により施設の一部に被害を受けた西信達東老人集会場の修理に要する経費の予算措置につきまして、急を要することから専決処分したものであります。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。3ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ630万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223億6,292万6,000円としたものであります。

それでは、歳出につきまして簡単に御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。老人集会場費の工事請負費630万円は、台風の接近によりまして男里老人集会場並びに西信達東老人集会場の屋根部分がはがれ、周辺通学路、府道などに飛散し、早急に改修しなければ、児童、園児を初め市民の皆様は被害を及ぼす可能性が高いとの判断から、専決による予算措置を行ったものであります。

なお、歳入の明細につきましては、7ページに記載のとおりであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(真砂 満君) これより質疑を行います。質疑はありますか。 小山議員。

4番(小山広明君) 2つの工事が1つに書いてあるんですが、これらの個々の明細をひとつお聞かせをいただきたいと。

それと、これ専決されとるんですが、当然古くなって、古いということも原因として台風被害に

遭ったのではないかなと思うんですが、この辺の維持管理ですね。人的被害なりいろんな他のものにぶち当たって壊れるとか、やっぱりそういうことも懸念されるわけですが、この辺の維持管理上の問題がなかったのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、こういうものは状況によっては予備費あたりから出すべき内容ではないかなと思うんですね、災害の問題もあって。そういう点でこれを基金から入れとるといふ、基金だけしか書いてませんから、基金でもいろんな基金があるので、その基金の内訳なり基金の残ですね。どれぐらい基金があるのか、こういうものにやはり基金を流用といふんか、使うといふことは、予算の性格上どうなのかなといふこともひとつ御説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長(真砂 満君) 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(楠本 勇君) まず、1点目の工事の明細でございますが、既に契約を済ませまして工事を発注してございます。

明細を申し上げますと、男里老人集会場屋根改修工事、契約金額472万5,000円、契約日が平成16年11月2日でございます。もう1カ所でございますが、西信達東老人集会場屋根改修工事、契約金額127万4,700円、契約日平成16年10月29日でございます。

それから、2点目の建物の老朽化の問題、そして維持管理の件でございますが、御指摘のとおり老人集会場につきましては26カ所ございますが、建設して相当たっておるといふのも事実でございます。今回のこの2件は、屋根がスレートでございます、相当な風で舞上がったということで、道路あるいは近隣の家屋等迷惑をかけたということで、この2件については特に人的、物的被害はございません。

維持管理でございますが、当然26カ所、限られた予算で毎年地元地区長から御要望いただきまして、現場調査の上、優先的にやるべきところをそれぞれチェックいたしまして、どうしてもやらなければいけないところから順次毎年年次的に修理等を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回2カ所の予算措置でございますが、630万円いたしております。まず、これは公共施設整備基金でいたしております。この630万円を使い切りましたなら、7億4,300万円程度の残となっております。

予備費につきましては、今後またどんなことで必要であるかというようなこともございますので、500万円予備費を組んでおるわけですが、今回その額をオーバーしておりますので、今回の予算措置としまして、公共施設整備基金で対応したということでございます。

以上です。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 相当老人集会場が老朽化してるというんです、建ってから相当年数がかかるということで、答弁を聞いておりますと、相当改修なり維持管理に費用がかかるのではないかなと思うんです。

その一方で、やはり予算の許す範囲ということで、その辺でかなり改修に困難を来しておるのではないかということを感じますが、そういう今どれくらい補修箇所があって、台風とか地震とかいろんなことが頻繁に起きてる中で、先ほどの答弁の中でも近隣の家屋に迷惑をかけたという答弁があるわけですから、それは全く被害がなかったということではないと思うんです。そうすると、やはり早急に修理をしていかないといけないというようなものをもう少し議会の方にもちゃんと示していただいて、それは当然市民にも示していただいて、予算の配分の問題と思うんですが、優先的にやはりそういうところに予算を配分をして、市民が安心して暮らすようなそういう施設管理ということが必要だろうと思うんです。

そういう点で、こういう台風があって飛ばうようなことは、理屈からいえば事前にわかるわけですから、飛んでから直すというのではなしに、飛ばう前に、壊れる前にきちっとやはり補修管理をしていくというのが公共施設の管理のあり方ではないでしょうか。

そういう点で、やはり道路の穴ばこの問題もありますけども、そういう維持管理というものをもっと計画的に、そういう被害が出るまでにちゃんとやるということを議会にも市民にも理解をしていただくためにも、きちっとやはり計画書を示していただく必要があると思うんですが、そういうものはきちっと 私もしばらく議員をしておりませんでしたから余りわからないんですが、市民という立場からはほとんど見えてこない。何かその場その場で傷めば直しというふうにしから見受けられないんですが、それは余り行政のやることではないと思うんです。

そういう点でちゃんと市全体の施設の維持管理というものの、耐用年数というものもあるわけですから、ちゃんとした予算をきちっと組んで施設のボリュームに合わせた予算措置が要と思うんです。

そういう点では、予算が少ないということで、そういうものにまでやはり予算が回らなくなってくれば、これは危機的な状態でありますので、そういうものはちゃんと確保された上で新しい事業にかかるというのはいいですけども、そういうものに全くお金が十分に回さなくて、市民を常に危険に陥れる中で新しい事業をするということはもってのほかだと思うんで、そういう点で今後維持管理という問題について、きちっと議会にも市民にもみんなが合意できるような形でやってもらいたいということと、予算については、これは予算がないということで済む問題ではないので、その辺も財政当局もそれは別枠として、施設を建てれば維持管理がかかるわけですから、そういうものはちゃんと組んだ合理的な科学的な予算対応をしてもらいたいと思うんですが、その点について財政当局、また市長も、これは基本的な方針ですので、市長もそういう点についてどのように市民に議会に示していくのか、基本的な方針なり対応を答弁をいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 全体的な工事ですね。維持管理ですが、私たち財政を預かってる者としては、要求があれば、その中ですべてというわけにはいきませんので、担当原課とも相談して

優先順位をつけまして、緊急的なものから対応していくというふうな方法をいたしております。

以上です。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） もう1点の26カ所あるわけでございますが、老朽化してるということで、毎年地元地区長から御要望をいただいております。

現在の状況を申し上げますと、年次的に16年度も相当修繕工事、修理等をやっております。現在現場調査の上、残っておるといふ箇所を申し上げますと、約10カ所余り、地元地区長から御要望をいただいて、現地調査の上、緊急性あるいは必要性、そういう点を考えながら、優先的に修繕をすべきであるという箇所につきましては、予算確保につきまして財政当局にお願いしておりますということでございまして、老人福祉の集会場でございますので、できるだけ地元の御利用に御迷惑がかからないように、我々も十分注意しながら修理等に努めておるといふことで、迷惑をかけてはならないといふことでやっておりますので、よろしく。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 維持管理というのが大切だというのは、十分わかっております。ですから、先ほど来から担当の方でも御答弁申し上げておりますように、さまざまな形の修理あるいは維持管理の件数はございますので、その中から優先あるいは緊急性、必要性、それらを選択しながらやっておりますので、今後ともそういう形で修理あるいは維持管理に努めていきたいと考えております。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 我々は、今回新しい議長になったから、どういう運営されるかまだ不明でございますが、議論が十分深まってその上で3回というような制限が我々に課されとるわけですから、もう少し具体的に答弁してもらわないと、これだったら何にもわかんないですよ、正直。今どれぐらいの修理するところがあって、それについて財政当局との詰め合わせの中でどれぐらいが承認されておるのか、残ってるものについてはこれぐらいあるとか、我々は制限された中で質問しとるわ

けですから、やはりもう少しその具体的なものがわかるというような議論にしてもらわないと、このまま終わったんでは、優先順位からやりますとか、必要性、また重要性からと、これじゃ全然わかんないですよ。

それは、行政が判断したことと、地元区長なり地元民が要求してきたことには、必ずしも一致点はないはずですね。みんなやはり自分とこを早くやってほしいというふうには思うだろうし、いやこれは必要ない、あそこの方が緊急だよと言われても、その方はそこがやはり修繕も必要だし、何か台風があったときは危ないと。

だから、あなた方が優先順位をつけるだけじゃなしに、本当に我々も含めて、行政だけが判断するというあり方ではない、行政と地元との話の中で、我々議会もあるわけですから、いやそれはやっぱり地元の言うことが正しいんじゃないのと、そのために予算をどうするんかと。そういうことの議論の深まりになるような答弁をいただかないと、このような抽象的な答弁で、もうこれで終わりなんですよ、私できないんですからね。初めからこれからはきちっと具体的なものを示して、我々がその中に問題点を把握できるような、そして市民のために実際の執行ができるような、そういう議論にさせていただきたいと思えます。

そんなんで、議長におかれても、3回という制約のある中で、行政の答弁については議長としてのきちっとした指揮をよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（真砂 満君） ほかに。 島原議員。

17番（島原正嗣君） 老人集会場の関係に26カ所ということでございますけれども、もう一度総点検していただいて、きちっとした環境整備をしていただきたいなというふうに思えます。これは何も老人集会場だけではなく、特に岡田の公民館なんかは、市議員選挙中、ちょっと大きな豪雨ですか、集中ではありませんが、一時的な豪雨になったら、公民館はもう雨漏りだらけで見に来いやというような御意見もありましたし、1回そういうことも含めて、将来の、本当に老人が楽しくその場で過ごせるような環境なのかどうか、ぜひひとつ総点検をしていただきたいなと思いま

す。

雨漏りは、今申し上げましたように、集会場以外にも学校等あるいは公民館、今申し上げましたような施設があるわけでありますから、ぜひ御配慮をいただきたい。特に岡田の場合は、東だけではなしに老人集会場を見ましても、旧の役場の跡なんですけども、もうそら手すりは折れてるわ、裏のくいは倒れてるわ、ペンキははげこすれてるわ、公園みたいなのをちょっとつくっていただいて、年寄りが外へ行って腰かけるといようないすもあるんですけども、相当老朽化しまして、危険な部分もありますから、ぜひひとつ総点検をしていただいて、必要なことについてはぜひ早急な改善策をやっていただきたいというふうに思います。

26カ所中、何ぼですか、今部長が御答弁していただいた11カ所ですかね、区長さんの方から改善要望があると、こうおっしゃってるんですが、大きいのと小さいのと、たくさん予算のかかる部分とかかからない部分があると思うんですけども、そういうことも含めて、状況だけちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） まず、1点目の老人集会場の総点検でございますが、これにつきましては、台風も幾つも来まして、すべて支障がないかどうかのチェックをするための現地調査もいたしております。

ただ、いろいろ老朽化してる中で御指摘のそういう点があるかと思うんですけども、できるだけ日常管理の中で地元地区長と十分協議した中で、利用に影響が出ないという点を十分踏まえた中で、いろいろ対応させていただいております。ただ、確かに環境面からすれば、建物の周りとか遊具とかいろいろ検討しなければいけない点もございます。

ただ、現在、11カ所の内容も言われましたけども、相当細かい御要望がございまして、ちょっとお示しいたしますと、11カ所あるということの中で、例えばカーテンの取りかえとか、雨漏りも二、三あります。これについては当然必要性があると見ておりますし、あるいはテレビのアンテ

ナの修繕とか、段差、スロープの設置とか、門扉、網戸、外部フェンス等、遊具もございまして、いろいろ多種多様な御要望をいただいております、来年度の予算措置に向けて、今現在努力しております。

福祉の関係は、集会場以外もあいびあとかいろいろありますけども、我々としまして、台風の時以外でも十分調査の徹底を図っていきたく、このように考えております。

議長（真砂 満君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえときますけども、いずれにしても、老人集会場のこれからの時代のあり方というんですか、樽井のような比較的財産区財産をたくさんお持ちの地域は、立派な老人集会場もあるようでございますけれども、そういう財産区財産でお金を持たない地域の配慮というものをやっぱりしていただくことが大事ではないかなというふうに思います。

26カ所ものたくさんの集会場ですから、維持管理もたくさん要ると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、本当に老人集会場とは一体どんなものかと、何をしてるんかと、何をさすんかと。老人たちが何を人生の中でその老人集会場で楽しく語り合えるのかという、そういうこともひとつ考えていただいて、単に建物だけ、箱ものだけ与えればええということではなしに、もっと集中的に合理化する部分は26カ所を13カ所でも縮小して、それなりにまたその地域では開かれた集会場を建てかえていくというふうな方法もとらないと、もう耐用年数20年、30年たったというのがほとんどだと思えますよ。道にしたって、この狭い道の中から老人集会場まで歩いて行くということもありますから、その点原課の方でも大変でしょうけれども、ひとつ高齢化社会という一つの時代を迎えて、役所が本当に年寄りに対して、高齢者に対して具体的な施策のできるように、ぜひひとつ努力をしていただきたい。

以上です。

議長（真砂 満君） ほかに。 成田議員。

16番（成田政彦君） 一つお伺いしたいんですが、この今度の西信達東老人集会場は、ちょっと聞き漏らしたんですが、昭和何年建築のものか、

男里は昭和何年建築のものか、それを1つお伺いしたい。

それから、小・中学校にしる大体20年以上たったら、これは計画的に防水するというふうには大体なっとるんですけど、この老人集会場においては、雨漏りもあるんですけど、一般公共建築物であれば、小・中学校みたいに20年たったらこれはきちっと防水を順次やっていくとか、ありませんわな。小・中学校やったら大規模改修とかいろいろあるんですけど、この老人集会場に限っては、そういうちゃんと方針を持っておられるのか。

先ほどの議員さんが言われたように、老朽化しておりますからね。20年以上もたったやつが一度も防水をやられてないと、そういうことはあるのかどうか。その点、そういう規定が市にあるのか、小・中学校みたいに。公団なんか20年たったら、必ず防水をやりますからね、その点はどうか。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） まず、2カ所の建設の年度を申し上げます。西信達東でございますが、昭和52年に建築されております。もう1つの男里老人集会場、これは昭和53年、1年後に建設されてございます。相当年数もたっておりますが、それに関して防水の工事について御指摘がございましたけども、確かに古い建物については、今回のこの2件、スレートぶきとか台風にも弱いという点もございまして。

ただ、計画に基づいてすべて防水工事、屋根を全部やりかえるとか、そういう計画は現在のところ持ってございません。ただ、御利用に御迷惑をおかけするという雨漏り等については、徹底して屋根の改修に現在努めておりますので、その点よろしくお願いたします。

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 泉南市立老人集会場設置並びに管理条例でいくと、今回の男里老人集会場は昭和53年で、泉南市立西信達東老人集会場は昭和52年ですけど、この条例で見ますと、西信達東老人集会場以前に建てられた建物は9カ所、男里老人集会場以前に建てられた老人集会場は1カ所あります。

これでいくと、さっき島原議員さんがおっしゃったように、これより古い - 一番古いのは泉南市立東信達老人集会場、これが一番古いんですね。だから、およそ想像できるんですけど、これらの老人集会場がどんな状況になっとるかというのは、古いところを見ればわかるんですけど、今これより以前の老人集会場、11カ所、9カ所について、点検、例えば東信達老人集会場もそうですけど、もう築30年以上になったら、普通は建てかえなんですけどね、30年以上になったら。

こういうもんについては、そういう災害があったときのみ改修するのか 僕は意見です。災害があったときのみ改修するのか。その点はちゃんと具体的に、さっき言ったように、まさか30年以上たって一度も屋根を改修しないことはあり得ないと思うんですけど、それはこれ以前の建物については、どういうふうにきちっと点検されとるのか、雨漏りの問題。僕はちょっとそれ疑問に持つんですけど、今40年代の建物は幾つあるんですか、築30年のやつは。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 先ほども御答弁させていただいておりますが、点検、特に雨漏り等の点検は徹底されてるんかという点でございますが、これは日常我々も十分現地調査なり、あるいは気づかない点は地元地区長なりいろいろと御指摘なり受けております。その中で、当然改修すべき点は我々も十分努力しておるということで予算化に努めているということでございます。

それと、御指摘の東信達が一番古い、昭和46年に建設されております。だから、言われたとおり男里からさかのぼっていけば、11カ所ございます。

このような老朽化していく中で、災害があれば改修するのかということですが、先ほど申し上げましたように26カ所ございます。だから、すべて計画的に屋根をやりかえていくということは非常に費用的にも相当問題があるということで、ただし点検を十分やった上、そしてまた地元地区長から当然雨漏りの指摘なり、あるいは我々気づいた箇所につきましては、当然即座に雨漏

りを改修しなければ、より老朽化が進むという点もございまして、徹底してまいりたいと、このように考えております。

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 少なくとも昭和40年代、東もそうですけどね、築30数年たった建物が、それが改修されてないとか、点検されてないのは、僕は小・中学校以上に、お年寄りが使ってるんですからね、やっぱり配慮せんと、52年ごろの建物でこんな状況だから、こういう40年代の建物、築30年以上の建物については、点検というものじゃなくて、もう点検せんでもわかるんと違いますか。僕、岡田の老人集会場を見てますけど、そら相当老朽化してまっせ、はっきり言うけど。

だから、この建物がいつ何か事故 僕、心配してるのは、耐震問題ですけどね。地震が起きた場合、そらもう老人の人たちはあそこにはちょっと危険で行けないですわ。そういう点で、最低築30年以上の建物については、早急に改修すべきじゃないですか。屋根がわらだけでこれ済みませんで。がーっと終わったら瞬間でっせ。

僕はその点、昭和40年代、特に築25年以上のやつ、これ条例をつくったのは昭和53年だから今から25年だから、最低条例ができた時代の建物は、25年ですね、それ以前のやつ、11カ所ぐらいですけど、少なくとも40年代の数カ所については、早急にきちっと私は地震対策も兼ねてやるべきではないかと思うんですけど、その点はどうですか。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 御指摘の点につきましては、確かに30年以上、11カ所あるということでございます。ただ、老朽化の問題が、年数が古ければ老朽化が進むというもので僕はないと思います。だから、確かに年数たてば古くなるというのはあるんですけども、日常の管理次第で、雨漏りがすればすぐに直さなければ、新しい建物でも放置すればより老朽化が進むという現象もございまして。

だから、年数からすれば建てかえるべきじゃないかということでございますけども、建てかえについては当然相当な費用もかかるわけございま

すので、我々としては、利用に支障のないように、十分に地元地区長と連携した中で維持管理に努めるというのが我々仕事だと思っております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 大森議員。

10番（大森和夫君） 日常管理されてるという話ですけどね、今、地震とか災害の心配で避難場所がどこにあるかというのを盛んに聞かれるんですよね。多分、老人集会場や学校、一番に逃げていくところが、台風来たら屋根が飛んでしまう、民家より先に飛んでしまうということになれば、これはどこに逃げたらいいんだということなんです。

そういう不安が起こってきて、これは日常管理の問題じゃないと思うんです。今、成田議員おっしゃったように、耐震、災害のときの避難場所としてどのように考えておられるのか。それだけでも地域の方は不安でいっぱいだと思いますよ。その点についてお答えください。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 防災関係の避難場所の御質問でございますけれども、この避難場所につきましては、市の方では防災マップをつくりまして、そして各家庭の方に配布させていただいております。その中で各地区のそういった避難場所について、大きな災害になりましたら、我々としてもそこに住民の方々に避難していただいております。

ただ、今、避難場所については、ここに避難場所がありますよと。それは全市域ですけどね。それを各住民さんに位置図でもってお知らせしているということでございます。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 質問に教えてくださいよ。老人集会場はなってるんですか。例えば学校という話がありましたけども、小学校だって不安ですよ、中学校だって。これ老人集会場だってどうなって、そういう備品なんかを置いてるところありますね。下村の老人集会場なんて、そういうときの備品なんかを置いてますわね。そういうところがつぶれたらどないなるんかて、そういうことにひとつもお答えいただかんと、マップ配ってますというて、そんなん答えになってないん違います

か。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 先ほどの御質問で、その避難場所についてどういった形でなってるのかという御質問でございましたので、それについては防災マップを作成しまして、そして各住民さんの方にお配りしてると。

それと、あと各施設の避難場所につきましては、一番やっぱり耐震性なんかを考えまして、特に昔から鉄筋でつくられてるような例えば小・中学校、その辺を最優先にして、老人集会場が避難場所になってるのか、今、確認しますので、ちょっとお待ち願いたいと思います。ただ、小・中学校については避難場所ということで指定さしていただいております。

議長（真砂 満君） 今、確認しておりますので、しばらくお待ちください。

谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 避難所ですけども、現在34カ所避難所を指定しておりまして、そしてそのうちの老人集会場につきましては、9カ所老人集会場を避難場所に指定しております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 議長、ここまで聞くのに3回かかるんですよ。マップ配ればええ、マップ配ってますからと言うて、それやったら老人集会場が避難場所になるかどうか、質問を3回して、確認の時間を下さいと言うて、やっとなんですよ。これ老人集会場のことを質問して、災害のことをするんやから、当然かかわってくる。別に議題も外れてないでしょう。（「外れてるよ」と呼ぶ者あり）外れてませんよ。災害とか地震対策とか、もちろん入ってきますやんか。

そういうときに、9カ所入ったときに、こういう日常管理だけじゃだめと違いますか、市長。耐震とか、それからこういう台風のときたかにつぶれるようなことじゃあかんの違いますか。そういう調査とかはこれからどういう形でされていくのか、それだけ最後にお答えください。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建物は台風には重い建物が

強い、地震には軽い建物が強いということがございます。平屋や2階建てかによっても違います。ですから、私どもの方は、そういう形でもう一度今回の新潟中越地震も含めて再点検をしたいと考えております。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

北出議員。

19番（北出寧啓君） 今回、こういう形で予算計上されたわけですけども、本来コミュニティセンターとしての位置づけにだんだん変化してきてると思うんですよ。だから、機能面で、今条例を読めば老人福祉に寄与する等の形になってるんですけども、そして高齢福祉課の管轄になってるわけですけども、現在の役割、機能からいいますと、位置づけを変えるなりすべきではないのかと。管理部門も変える、そういう考えはございませんでしょうか、その点だけお聞かせください。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 老人集会場の使用の機能的な面からすれば、老人福祉からコミュニティセンター的な役割に利用が変わってきてるということがございます。ただ、今すぐ、例えば条例で老人集会場として26カ所位置づけされておりますので、だから老人集会場から例えばコミュニティセンターとしての違う機能に切りかえると。条例との関係もございまして、今後の一つの課題であるというふうには考えておりますが、条例で位置づけておりますので、今後検討させていただきます。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 簡単に結構なんで、市長か助役か、おおむね今後の方向だけでもちょっとお示し願えたら。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の点は、去年の老人集会場の使用の関係のときに、市の方で一定の整理をさしていただきました。その中で、目的はあくまでも老人福祉というのが原点ではありますが、それだけではなくて、やっぱり地域コミュニティとしての利用ということも、そのソフト面のいわゆる使用の中身としてはきちっと整理をさしていただきましたので、それで実際上の使用あるいは

運用については十分対応していけるというふうに考えております。

管理といいますが、条例上の根拠としては、やはり老人集会場として補助金もいただいて整備してきた、あるいは起債も含めてやってきたという経緯がございますので、それはそれとして、現在の老人集会場条例の中で位置づけざるを得ないというふうには考えておりますが、実際の使用、運用の面では、そういう幅広く使えるような形での一定の見直しをさしていただいて、それぞれの地域の方にも昨年御説明をさしていただいたところでございますので、それで実際上の使用は十分対応していけるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） それはそれで結構なんですけれども、実際の部門として高齢福祉課がこれ以上コミュニティ全体を管轄するというのは、仕事量からいっても性格からいっても、そろそろ変えていった方がいいんじゃないかというふうに考えておるんです。その点だけお願いできませんか。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その他集会所というのもございまして、今後一定の整理といいますが、そういうものも必要なというふうには考えております。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） 報告第1号議案に賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

今も議論が行われておりましたが、やはりこういうものが専決予算で審議されるということの問題性は、指摘せざるを得ないと思っております。当然、施設というのは年々古くなっていくわけですから、そういうものについては、きちっと計画を持って整備をしていくというのは当然のことです。これは一般、民間においても当然行われておることです。

しかし、役所がやっているこういうことについ

て、台風が来て飛んで、答弁の中にもありましたように他の物件に被害を与えたというようなことに至れば、大変な大きな問題でありますし、また議論の中でも言われておりましたところが市民の安心して暮らすための実質的な避難場所という性格を持っておるわけでありますから、常日ごろから事前にそういう破損がしないようにやることは当然でありまして、今の答弁からも余り、抽象的な答弁ではありましたけれども、やはりきちっと市民の皆さんにも整備計画を示し、また予算についてもちゃんとした裏づけを保証して、市民が本当に安心して暮らせる、そんなまちにするためにも、公共施設の常日ごろからの管理をしていただきたいということを申し上げまして、賛成の討論にさせていただきます。と思っております。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）につきましては、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであり

ます。

専決理由につきましては、さきのりんくうタウンにおける大型店の開店に伴い、市道市場鳴滝線への交通増加が予測されるため、同路線の府道堺阪南線との交差部分に右折レーンを事前に整備するに当たり、その用地取得に係る経費の予算措置について、急を要することから専決処分したものであります。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ480万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223億6,772万6,000円としたものであります。

それでは、歳出につきまして簡単に御説明申し上げます。

18ページをお開き願います。道路新設改良費の公有財産購入費480万円は、市場鳴滝線の右折レーンを付加するために必要となる用地の取得に要する経費について、専決により予算措置を行ったものであります。

なお、歳入の明細につきましては17ページに記載のとおり、公共施設整備負担金として全額納入されることとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 成田議員。

16番（成田政彦君） 確認したいんですけど、これは今開店してるイオンのための交通混雑のためにイオンの方から これは確認したいんですけど、雑入ですから寄附行為だと思うんですけど、これは交通混雑のために当事者責任、そういうイオンの方から寄附されてこの道路工事を緊急にされた。交通混雑の改善のためには別に僕は、当事者、責任者が金払っとるんだから賛成です、これは。明らかに、当然当たり前のことだと私は思います。

それと、開店して、私もイオンの方へ視察に行っただけで、個人視察を。交通混雑もちゃんと見てきました。内部もちゃんと視察してまいりました。

感じたことなんですけど、営業そのものは、そういう業者の問題、そういうことは問う問題じゃないんですけど、交通混雑の問題で、特に岡田地区のちょうど南海線が岡田の氏の松市営住宅からちょっと行ったところに新興住宅ができて、そこからりんくうタウンに延びてイオンに直接行く道があるんです。

それは、1つはあそこのりんくう道路に車をとめると。りんくう道路あるでしょう。それから、踏切のところでは非常に車が これは住民から僕、苦情聞いたんです。踏切にカーブミラーがないために、非常に接触事故が一、二回、寸前のやつを見とると。もう1つは、これは住民の苦情なんですけども、24時間営業で配送車がひっきりなしに来るといって、騒音とそういう危険な面があるということを指摘されました。

私はここで前から指摘してたんですけど、1つは南海線を横切ってイオンに行く人たちの道として4カ所あるんですけど、見たところガードマンがついてたのは2カ所、鳴滝地区から南海線を通ってイオンに行く道、これはガードマンがついてましたわ。それは進入禁止と、車は。もう明確に車は進入禁止。しかし、自転車ではどンドン行くと。それから、もう1つは、さっきのところはこれもガードマンがついてました。

ただ、岡田の方についてはガードマンでなくて、細かいことですけどね、南海線の 新興住宅から出るところにはカーブミラーを設置すべきではないかと。これはないですわ。

その点と、それから街灯の問題が非常に暗いと、この入って来るところが。そういう点の住民の苦情を私、聞きました。

そういう配慮については、これから交通混雑もいろいろ出てくるんですけどね、それは当面感じたことなんですけど、その点は、開店して3日間なんですけど、交通混雑の状況とかそういう問題については、苦情とかそういうものを聞かれてるのか、それをちょっとお伺いしたいです。

議長（真砂 満君） 梶本部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの成田議員の御質問でございます。

11月9日にプレオープンいたしまして、昨日

まで1週間近く開店しております。この中の交通状況でございますけれども、やはりプレオープンしたその当日、11月9日の午前中、それから先般の土曜日、日曜日、このあたりが一番交通混雑したのではないかなというふうに聞いております。

我々の方もその辺のところが初めてでございますので、いろいろ調査させていただきましたし、また大阪府企業局の方もこの辺のところを調査しております。

その結果でございますけれども、やはり一番よく混雑したというところは、りんくう大通りと言うんですか、正式名称では府道泉佐野岩出線、りんくうタウンの中を走る道ですね。この道でございます。やはり田尻町と泉南市の境界付近からイオンモールまでの間、左車線の停滞がほぼ終日出てたというふうなことが出ております。また、和歌山方面からは、右折する右折車線というんですか、これらのところについて滞留が延びたということがございます。特にこの間の日曜日の午後3時から4時、このあたりは2キロほど発生したというふうなことでございます。これは大きな幹線道路ということでございます。

あと、我々の方で一番心配しておりました生活道路でございますけれども、この間につきましては、市場岡田線の部分においてイオンモールの入り口部分で若干渋滞が発生しておりましたということでございます。

ただ、懸念しておりました今回の用地費に上げていますこの中小路の交差点の部分とか国道26号との接点、これらについては案外支障がなかったというふうに考えております。

それで、今、成田議員御指摘のとおり、大阪方面に帰る車が一部今御指摘の住宅の中を通ったり、それとか漁港の方を突き切ったというふうなことが事実として見られます。これは大阪方面に帰る車のコースが、線路に沿って大阪側へ行って、そこからウツミリサイクルシステムズ(株)の方に出て行く、新しくできた信号の方へ出て行くという分でございます。ここが渋滞しますので、その渋滞を避けてそういうふうな形の市街地に入ったということが事実でございます。

ですから、その辺の部分につきましては、私も昨日イオンの方へ行ってみまして、この渋滞の列になってる車からそういう形で出て行くので、その辺のところをガードマンに生活道路に入らないようにという形のプラカードをつけるなり、それから既にもうつけておりますけれども、生活道路については通行を御遠慮いただきたいと、このような形のことを指示したところでございます。

ですから、今後その辺のところも指示しておりますので、これから状況を見ながら生活道路については対応していきたい。それから、また幹線道路につきましては、今週中にも再度警察協議を行うというふうに聞いておりますので、その辺も進めていきたいと思っております。

また、今回御指摘のようにカーブミラーが少ないとかいうところがございますので、この部分についても早急な対応をしていくというふうな考え方でおりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長(真砂 満君) 成田議員。

16番(成田政彦君) 交通混雑の問題なんですけど、ガードマンを立てられる。これはイオンとしては、僕ちょっと知りたいんですけど、このガードマンを南海線からイオンに行く道、非常に皆さんが使う道なんですけど、これは限定された、例えば常時ガードマンが立つのか、これは今の時期だけガードマンが立つのか。これはどういうふうに市として、全体で200 ございガードマンがあそこは立つとるんですけど、そういう点は市として、今後生活道路を通るからガードマンについては常駐的にそういう指導をなされとるのか、それちょっとお伺いします。

もう1つは、この間これは市場岡田線の駐車場の利用について、これはちょっとようわからん。市場岡田線の下陸橋の下、あれは市の土地なのかな。ちょっとわからないですが、あそこを駐車場として利用しとるんですけど、あれ道路の下は市の土地なのか。もし、市の土地を利用しよるときは、イオンは市に対して賃貸料を払とるのか、ちょっとわからないから聞きたいんです。橋梁の下に駐車場が入とったからね、橋の下のところに。

府の土地なのか市の土地なのか、あれは。駐車場として利用してましたわ。これは市の土地なのか府の土地なのか。市の土地だったら賃貸料を払うのか、それをちょっとお伺いしたい。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 先ほどのガードマンの件でございますけれども、イオンの計画の中では、この間のような土曜日、日曜日とかブレオープンの時期、このときには臨戦体制ということでA体制とかいう形で、これではガードマンが大体197名体制、B体制といたしますのは、これからさきに土曜日、日曜日とかいうときには、またそういう体制、それから平日はC体制で116名というような形の体制になっております。

ただ、今、議員御指摘のその部分については、現在は臨戦体制ということですから当然立っております。その部分につきましては、細かな形で具体的に私ちょっとそこまで、今後も立つんかどうかというのはわかりませんが、その辺のところの交通の利用状況などを把握いたしまして、今後またイオンと協議を進めながら、その部分にも必要であれば開店時はすべて立ってもらおうとか、そういうふうな対応はこれからしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 議員御指摘の道路の下の使用ということでございますが、許可いたしておりません。（成田政彦君「その辺確認してよ。市の土地か府の土地か。公有地やで、あれ」と呼ぶ）大阪府の用地になっております。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） これを専決した理由ですね。これはもうずっと、市長もこのイオンが来ることはずっとわかっておられてやってあったから、当然これはちゃんと議論をして、必要性を言って議論して予算化していくというのは当たり前だと思います。降ってわいたように専決をしたというまじ理由をいただきたい。

それから、これをやる、ここを拡幅したという理由ですね。それと、実際もうこれ工事が終わっておりますから、効果はどうなるとするのか。効果

のないものをやったんであれば問題だと思いますし。

それから、これは信樽線の問題と絡むと思うんですが、信樽線が当初3年後と言ったのが、今年後。このことは、じゃさらにおくれるということなのかどうかですね。これがあつたらこれを余りつくる必要もなかったと思うんですが、そういう信樽線の今の完成状況ですね。当然、これはイオン道路とも言われとるわけですから、この辺の問題は、今信樽線というのは、この道路をつくったからおくれるのかということがちょっと懸念あるので、その辺の進捗というんか、完成年度に変更がないのかということをおひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、この財源なんですが、すべてイオンからいただいたという答弁があるんですが、これはいろいろ住宅開発とかいろいろなこと企業に公共施設の整備を負担をお願いしとるということで、これは力関係だけでやってはいけない問題がある。やっぱり法的な整合性、市道ですのね。そういうもの問題は一体どういうふうにならされるのか。宮の団地のときにはいろいろありまして、橋をつけさせたという話もありますし、また信樽線においては全額市が負担をしとるという問題もありますから、考え方によっては、大きなお金については市が出すけども、小さなお金については企業に負担をさして、その辺は、企業は同じお金を払うわけですから、そういう矛盾性がないのかということもひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、これは明細を見ますと用地費となっておりますね。工事代が当然要ると思うので、用地費だけ上がっていることの問題のことは一体どうなるとするのか。今、土地代ですね。これももう決済終わるとるわけですから、坪なり平米なりどれくらい買われたのかということもひとつ御報告いただきたいと思ひます。

それから、あの状態を見ますと、ちょうど土地があいてるところを拡幅したわけなんですけど、状況からいけば、もう少しこちらの民家の方も含めれば、また両サイドのことを含めれば、理想的には泉南市民がイオンが来る、来ないに關係なしに、

ああいう右回り、左回りの車があるわけですので、ああいうものは、当然ああいう交差点部分はそういう整備をしなければならない構造ですよ。

もちろん信濃線、あの道路をつけるときには、ある意味のメイン道路ですから、メイン道路が1車線で右にも左にも直進にも行くというのは、道路機能からいってもやはり機能しないわけですから、これは当然イオンが来る、来ないにかかわらず、あそこはああいう構造を初めから考えておくべきだし、何も山の方から下へ行くところだけがああいう構造じゃなしに、下から上がってくる場合でも同じような問題を持つんじゃないかと思うんで、そういう市が道路をメイン的につくる場合に、やはりそういう問題をどう考えとるのかということもひとつ御答弁をいただきたいと思います。

それから、もう1つは、あそこは農業振興地域ということで、余り電気がついてないように私は思うんですね、周りには田んぼもいっぱいありますからね。もちろん明かりがあると稲が実らないという問題があって、やはり暗いという.....。

しかし、今後あれがイオンに行く方の道路となりますと、イオンは今12時まで開店しとるんでしょうかね。そうなってくると、当然市民から見れば、暗くて通りが危ないやないかという苦情が出てくると思うんですが、そういう場合には農業振興の問題とすれば、あの道路を一体どういうふうにして対応されていくのかということも御答弁をいただきたいと思います。

そういうことをひとつ具体的な答弁としてやっていただきたいと。次の議論できちっと議論が噛み合うような形で、議長にもぜひお願いをしたいと思います。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。  
都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 市場岡田線と府道堺阪南線交差の専決の関係につきまして、小山議員から9点にわたりまして質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の専決した理由でございます。専決につきましては、まず大型スーパー、ショッピングセンターの開店が11月9日にされたということで、それまでに市内の主要交差点の一部であ

ります今言いました交差点のところ、右折レーンがないという状況でございました。たまたま和歌山側に農地の更地があったという中で、かねてより用地交渉等を継続しておったわけですが、その辺重点的に速度を上げて、何とか開店までに交差点の改良をいたしまして、交通集中に伴います渋滞の発生を緩和するという意味からしても、早急に整備する必要があるということでございます。

拡幅につきましては、拡幅理由につきましても御質問がございました。拡幅いたしますとどのようになるかというふうなお話ですけども、まず改良前でございますと、右折車が1台交差点で停車をいたしますと、直進が非常に困難な形になります。今回の改良によりまして、四、五台の右折車が滞留、交差点内から約30メートル程度の直進が可能となります。したがって、渋滞の緩和に大きく寄与するということで考えております。

それから、効果につきましても御質問ございました。効果も今申し上げました中身に入っております。

それから、4点目の信達樽井との関係で信達樽井がおくれるのかどうかということにつきましての御質問ですが、対象事業が全く違いますので、影響はございません。

それから、財源の話でございますが、用地費だけでどうなってるのかということと2つ、あわせて御答弁申し上げますと、用地費につきましては大型スーパー、ショッピングセンターからの負担金ということになっております。

それから、工事につきましては、道路法第24条施工承認という手続でもちまして、同ショッピングセンターに施工をしていただいたということでございます。

それから、昔、今はございませんが、開発指導要綱の中でいわゆる公共公益施設の整備負担金というふうな形で寄附金等をいただいていたという時代がございましたが、今は指導要綱のそういう観点じゃなくて、いわゆる交通渋滞緩和ということに関係するということで協力をいただいたというふうな内容でございます。

用地費だけはなぜなのかということですが、先

ほど申しあげましたように工事はそういう形でやっておりますので、用地費だけの予算計上ということになったということでございます。

それから、坪単価はどうかということですが、実はもう竣工、供用いたしております。契約も実際もう既に数日前に関係者 用地の権利者ですね、土地の所有者並びに耕作権者等の三者契約も完了いたしております。

ただ、個人のプライバシーの問題もございまして、予算の規模からいきますと、約65平米の用地対応でございます。平米単価に直しますと、予算規模でいきますと7万3,000円強で予算を計上いたしまして、480万の予算を計上いたしております。ほぼ近い額、この額内でほぼ近い、ニアリーイコールみたいな額で契約さしていただいております。当然、地主さんと耕作権者とございますので、それぞれの三者契約で、それぞれの取り分にしながら三者契約をしたということでございます。

契約が数日前で工事は前からやっておったのではないかという疑問もあろうかと思いますが、その点につきましては、いわゆる協力依頼、用地交渉等をしている中で事情をお話しして、関係者にいわゆる工事の起工の承諾をいただいて、先行して工事を進めたというふうな手法でやったということでございます。

それから、とい面のところですかね、両方拡幅してはどうかということですが、議員も御承知のとおり、市場岡田線としての都市計画決定をいたしております。堺南線から国道26号線の間は都市計画決定の幅でもって供用済みでございます。この辺都市計画道路でございますので、堺南からりんくうタウンもそうでしたが、いわゆる都市計画道路と申しますのは、事業認可を得ましてその計画に沿って補助金をいただいて事業をしていくというようなスタンスでやりますが、もう既に完成済みのところの分がそういうふうな交通渋滞の予測をした中で、右折レーンの拡幅という単独の改良事業を行ったということでございますので、御存じのとおりとい面は物件がございまして、既にそういう商業・業務用の用地として利用してるといような特殊な事情もございま

して、なかなかそういうわけにはいかないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう1点、最後になりますが、いわゆる農振地域云々で農地の中に植わってます作物の照明等の関係とか、照明障害ですか、そのようなことも踏まえた中での御質問だったと思っております。

まず、当該地につきましては、拡幅改良いたしました当該地は、市街化区域内の準工業地域でございます。したがって、直接の地先につきましては農振地域ではございません。堺南線からりんくうタウンまでの間は、いわゆる市街化調整区域ということになっております。

したがって、そのような地域になっておりますが、都市計画道路市場岡田線も通っております。そのどちらかをとるかというような議論になりますが、これは照明の装置の中で農作物の障害を少なくするような装置もございまして、そういう箇所につきましては、そういうことも踏まえた中で対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 一定の答弁をいただきました。

1台しかとまらなかったところが四、五台になったから効果があると言ったけども、どれぐらいのそういう必要性があるかということの中でこの道路づくりについて対応できるのかということが問題なんですよ。それは、1台が5台になれば5倍ということではないですよ。そういう点の問題がどういうふうに設計なのか、計画の中で可能になったのか。

また、開店をしてしばらくですが、いろんな道、ルートがわかってくれば、ある意味のメイン道路、信樽線には影響ありませんと答弁されたんですが、そういうことを私聞いたわけじゃなしに、信樽線が3年から5年に延びたということで、その辺がやはりもっと延びれば、ここはもっともっと重要な道路になってくるわけですから、そういう点で信樽線の現在の進捗をお聞きしたわけですので、再度答弁をいただきたいと思っております。

それから、これは本来的には市道ですから、市がやらないといけない。私は当初からこういう道

路をつくる場合には、やっぱり一定の交通の状況も踏まえて、十分な計画と道路工事をしないとイケないと思うんですね。これイオンが来たからここがぜひ必要になったというんじゃないし、もともと1台しか曲がれないようなこういう交差点構造というのは、私は不十分だと思いますよ。それをイオンに負担をさせたということも、税金を取って、法人税も払っておるわけですから、もう特別にこれだけ遠い離れたところを企業負担さすというのは、ちょっと問題があると思うんですね。

その一方では、イオン道路とも言うべき、イオンが来なかったらつくらないであろう信濃線については、当然あれだけの、市の財政規模からいっても今はできないわけですから、それについては、それだけ必要であればイオンの方に負担してくださいよと、これは政治的に言えるわけですよ。こういう小さなものについては負担をさして、大きな もちろんイオンからの税収がなければ財政計画が立てられないものを、取らぬタヌキの皮算用じゃないけども、30年おることを前提にした道路計画というのは、市民にも大きな不安を与えるんじゃないでしょうか。

だから、そういう点では、やはりこういう企業に市の公共施設を整備さすときの負担のあり方については、先ほども言いましたような宮の問題も含めて、きちっとやはり、強制収用もできるわけですから、市の行政はね。ただ、新設とか相談じゃないし、市が計画したことについては、法をもって強制執行するという強い権限をあなた方は税の徴収については持つてるわけですから、やはり負担させるべきところは負担さしてもいいけれども、やはり力関係とかそういうことで負担をさせることについては、きちっとした整理をしておいていただきたいと、そのように思います。

それから、契約する前に、急ぐから契約を交わしてまだ移転登記とかそういうことが済んでないのに承諾をしてもらって工事を進めたということも、私はこれは余りいいことではないのかなと。その内情はよくわかりませんがね、ちゃんと手続が終わってから工事をするというのは当たり前でしょう、どんなことがあるかわからんわけですから。そういう点では、やはりちゃんとした事務

が終わってから工事をするというのは当たり前じゃないですか。補助金のいろんな関係からいっても、そんなこときちっとそろってなかったら、それは何かあったときに責任とれないわけですから、そういうイレギュラーな対応というのは、私はまずいんじゃないかなと思います。

それから、農業の振興の問題で、照明についてもそれに対応する照明があると言いましたけども、それは皆無でないわけで、農業振興するには、夜は暗い、昼は明るい中で生物というのは育っていくわけですから、そういうところに明かりをつければ、当然いろんなものに影響を与えていこうし、やはり明かりだけの問題じゃないし、排気ガスの問題もあるし、振動の問題もあるし、空き缶がほかされるという問題もありますし、これはやはりイオンが来たことによって、当初計画しておいた道路の使用頻度、環境が変わってきくるわけですから、それについてもやはりちゃんとした対応をしておかないと、私は必ず苦情が出てくる問題ではないかなと思うんで、今の池上さんの答弁ね。電気もそれに対応した電気があるという程度では、私はとてもこれからの起こり得る予測には対応できないだろうと。もう少しそういうことについてはきちっと、苦情がある前からちゃんと行政として責任ある予測をした中で対応すべきだと、そのように思います。

トータル的に申し上げますと、こういうような重要な問題を専決という形で出してくる。議案の審議もないまま先にお金を使って執行した後に我々が審議するという、こういう変則的なことは、絶対避けていただきたいと思うんですね。状況からいっても、こんなことは十分予測できたわけですから。そうでしょう。そういう点でイオンが来ることは早くからわかっておったし、そういうことが予測できれば専決をしなくても済むし、そうならば我々も審議をして、議会の議論も踏まえて、それが執行に対応していけるわけでありますから、これ専決してしまっただけで、もう終わってしまったわけですから、そういう点ではやはりこの専決の理由というのは納得できないし、問題だと私は思いますので、そういう私の再質問への答弁と、市長にもこの専決の問題についてはやはりき

ちっとこれからの方針として答弁しておいてもらいたいと思います。一言で言えば無計画だということですね。その場当たりということが、こういう専決という状態に出てくるわけですから、その辺を答弁をいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

向井市長。

市長（向井通彦君） 専決の問題について、私の方からお答えいたします。

本来は当然議案として上げて御審議いただくというのが筋だというのは、十分わかっております。ただ、今回は道路拡幅という我々の希望をかなえるためには、用地を買収しないといけません。これはあくまでも任意買収であります。強制力がございません。都市計画道路外でございますから、任意買収ということでございます。

随分以前からお話し合いをさしていただいておりますが、なかなか御理解をいただけなくて非常に時間がかかりました。御本人の用地に対する問題と、それから小作さんとの問題もございましたし、ですから買えるか買えないかぎりぎりまでかかりました。最終的には何とか御理解をいただいたわけでありましたが、それはもう既にこの前の議会も終わっておりますし、また一方では選挙ということもございまして、臨時議会というわけにもいきませんでした。

一方では、11月の開店までにやはり整備をしておかないと、右折レーンがないということは、もう1台とまれば数珠つなぎになるということですから、これはやはり地域の皆さんあるいは市民の皆さん、あるいは交通を利用される方々にとっても時間がないという中で、前正副議長さんあるいは当時の総務の正副委員長さんにもお話をさしていただいて専決処分をさしていただいたということでございます。

したがって、今回の場合は、そういう事情があったということで御理解をいただきたいと思いません。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。  
都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 再度の小山議員の御質問にお答えをいた

します。

まず、効果の点でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、右折レーンの築造によりまして、直進車がスムーズに走れるというふうになりますね。いわゆる大型のショッピングセンターに向かう車は、山手側から来ます直進車が大半でございます。いわゆる大阪方面に右折される車等につきましては、先ほど四、五台と申しましたが、これは計算上の台数でございます、信号の真ん中まで入れますと、もう二、三台ふえるかなというふうに思います。ですから、流れ的にいきますと直進車はスムーズに流れるような効果があるというのは当然でございます。

それから、信達樽井線の関係でございますけれども、進捗についてどうかというふうなお話でございますが、これは先ほども御答弁申し上げましたが、事業のやり方が全く違います。市場岡田交差点改良事業につきましては市道の単年度の拡幅改良、信達樽井線につきましては街路事業によりまして事業認可中の継続事業ということでございますので、直接的にこれと連動して影響するというようなものでございませぬ。

それから、3番目の負担のあり方等の問題で御質問があったかと思っておりますが、負担につきましては、信達樽井を例に挙げて大小のお話ございましたが、先ほども申し上げましたように全く事業手法が違いますね。信達樽井線につきましては、9月議会でもいろいろ議論ございましたが、補正予算を御承認いただきました中で、今継続中で事業をやっておるわけですが、事業認可中の中で財源更正等も国庫補助金等を導入いたしまして継続事業をやっているというところでございます。

今回、専決のことでお願いをいたしました市場岡田線の交差点改良につきましては、先ほど来申し上げておりますように、市道の単年度の交差点改良ということでございますので、直接それと比較するのもどうかと思いますが、関係者に理解をいただいた中で御負担をいただいたということで、御理解をいただきたいと思いません。

それから、起工承諾の件でお話ございましたが、これは権利者であります地主さんと耕作権者ですね。いわゆる小作さんと言いますが、等の御

理解を得たならば、趣旨を説明いたしまして御理解を得ておりますので、こういう事業の進め方もあるということでございます。

それから、農業の関係でございますが、これは確かに夜は農作物は暗くて眠るのが一番いいというのは、私も理解をいたしております。ただ、その中で都市計画道路も入っておるという中で、両方うまくいくような形で考えなければいけないということで、一言で言えば市道の適正管理に努めたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 市長が答弁いただいたんですが、任意買収であるということで、私が強制収用とかいろんな言ったことについて反論されたんだろうと思うんですが、やはり行政というのは強制力を持つてることが大きな特徴なんですよ。そうですね。

任意買収は任意買収でいいんだろうけども、相対的にはやはり強制力を持つておるということが1つの最後の担保ですよ。そのことで行政運営ができておるわけですから、本当に住民の理解を得るのは、それは理想的でございますが、それだけでいけないという事例はいっぱいあるわけで、やはりそういう点からいっても、今最後に次長も答弁されましたけども、やはりちゃんと市のものになってから工事を始めるということでない、それは法的には移転登記はちゃんとしないと第三者に対抗できないわけですから、承諾をしたという話でも、どんな承諾をしたか私知りませんけども、口頭なのか文書でちゃんとしたのか、それは信頼関係があつてやられたと思うんですが、間違いのない行政執行をするためには、やはり法的な手続が終わってちゃんと事業をしてほしいというのが私の指摘なんですよ。信頼関係だからいいというだけではないということをおは指摘をさせていただいたわけです。

それから、専決処分の問題も、結果的には11月9日の開店ということで、それに間に合わせるようにやったんだろうと思いますが、やはりちゃんと早くから計画をして、用地買収をしないと予算化出さないということはないでしょう。そうい

う計画の中で予算化して用地買収に入って、予定どおり工事を進めていくというのは何ぼでもあるし、そういう予算を上げて、なかなか買収ができないというんで工事がどんどんおくれるのもあるじゃないですか。そうですね。

だから、そういう正副委員長に言って専決を承認してもらったというのは理由にならない。やはり正副委員長にしても議長にしても、ちゃんと全議員の審議をして、それは当然市民も聞いとるわけですから、そういうちゃんと議論をした上で行政執行をしていくという当たり前の手法を当然としていってもらわないと困りますよね。

こういうイオンという大変大きな施設をつくることについて、いろんなところに気を配りながらちゃんと審議をして、それに対応していくということをやっていかなければならないのではないかと、私を私指摘しとるわけですから、そういう点で……（成田政彦君「指摘ばかりや」と呼ぶ）

やじもありますけども、つくったことをあかんと言うんじゃないで、つくり方に、ちゃんと審議をしてみんなの意見を聞いて執行せえということをおは言つておるんですよ。これは、それで予算を執行しとるんですよ、あなた。執行した後で我々に審議せえと言つたって、もう終わつとるわけですから、そのことを私は指摘しとるわけですよ。指摘ばかりと言うけど、指摘しかないわけですから。そういうことを言つておるんで、反論があればまたほかの議員もちゃんと手を挙げて、議事録に残つたり、市民が後で検証できるような形に議会の審議をしてもらいたい。議長も私のやじだけを注意せんと、あちらもちゃんと注意をして、よろしくおはお願いしたいと思ひます。

議長（真砂 満君） 私は何も言っておりません。

4番（小山広明君） そういうことを私は本当言いたいんですよ。専決というのは、やっぱり問題だということをしていただきたいと思ひます。

以上にしときます。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） こういう機会ですから、イオンも開店して、交通混雑の問題が皆さんからいろいろ指摘されたりしてますし、新たにこの交通

混雑解消のために今予算化、道路を拡幅するというところでこういう議案が提案されました。

私はこれまでイオン出店にかかわって、地域の生活環境が破壊されるような交通混雑を起こすことのないようにということで取り組まれてきた中身でどういう対応をされてるんかということで、男里浜の地域で湾岸道路の防災センターの方に右折する部分については開通できるようにということで、新たに道路が設置されてよかったなと、こう思ってるんですけども、その部分で湾岸道路の側道の方へ入っていく、和歌山へ向いて走っていくと側道の方に入っていく部分については、南海の第5号踏切のところの流れていくような形で紀州街道に入るようになってますよね。

そういう道路の形状になっているということもあって、もしも新たに開通された部分の道路ができない場合は、男里浜地域にどんどん自動車が流れ込んでいくんではないかということで随分心配はしてたんですね。そういう問題提起された中で、りんくうタウンの中の道路が開通することになったと。

これはよかったなと思ってるんですけども、そうすると改めて湾岸道路の側道部分についてはどういう対応をされるのか。紀州街道の方に自動車が流れ込んでいかないうような対応をしたとしても、通行する車両には少し遠回りになりますけれども、大回りをすればいい話ですし、紀州街道にたくさんの自動車が流れ込んでいかないうようなそういう措置を講じるべきだと、こう思ってるんですけども、その部分については、今の実態、開店してからの実態はそうはなっていないと、そういうことです。

そして、試験的に何回か通ってみましたけれども、信号を右折して防災センターの方に行く自動車はほとんどなかったですね。それで突き当たりになってるものとして、ほとんどが保育所の方に入って行っていました。それから、浜地域の方から出てくる車も保育所の中を通過して出てくるような形で、昔のまんまの道路だという意識しか通る人たちにはないというような状況でしたから、その辺についてきちっとやっぱり住民にも知らせることや、それから利用者にも、大型スーパーの方に

利用するために入っていく自動車なんかもあるでしょうし、その辺周知徹底をした方がいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、御意見を聞かしていただければと思います。

〔東 重弘君「議長、議事進行」と呼ぶ〕  
議長（真砂 満君） 東議員。

12番（東 重弘君） 議会質疑はただいま上程されてる議案に限られるべきでありまして、全く関係のない質疑でありますから、議長において的確に整理をしていただき、この件については一般質問等で質疑をしていただきたい、このように思います。

〔小山広明君「議事進行」と呼ぶ〕  
議長（真砂 満君） ちょっと待ってください。今、議事進行に対しての答弁をいたしますので、お待ちください。

東議員の御指摘は十分にわかりますので、質問者におかれましては、その趣旨に基づいて質問していただきたいというふうに思います。後で答弁いたします。

小山議員。  
4番（小山広明君） 僕は全然離れてると思わないので、理由をちゃんと示して、これだから離れてると言ってもらわないと、ただ離れてるだけではわかりませんよ。交通混雑問題でやっとなるわけやから、僕は何も離れてないと思うので、理由をちゃんと示して、こういうことで離れてるということをやらないと議論になりませんよ。お願いします。言うてください。

議長（真砂 満君） 質問者の質疑については、各議員がこの議場で聞かれておりますので、その判断に基づいておるといふふうに思いますし、私もその質問を聞いて、その質問が議案と離れてるのかどうか、その判断で答弁をいたしておりますので、よろしくをお願いします。

向井市長。  
市長（向井通彦君） 御指摘いただいた点は、私も開店前あるいは開店後、時間があればあの辺を走り回っておりまして、交通の状況を常に観察をして記録もっておりますが、御指摘いただいたあの道路は、私も何度も通りました。余り利用されておられません、現時点では。ということは、ま

だ御存じない方が多いんじゃないかと。ですから、入ってくる車も少ないし、今度は臨海から行くのも保育所の方へ曲がっていくと、真っすぐ行けばずっと出れるのにとというのが、御指摘のとおりでございます。

この辺のPRについては、また私の方も考えなきゃいけないというふうに考えておりますので、私もその点は同じ認識をいたしておりますので、できるだけあの道路も利用いただけるように、これからも努めていきたいと考えております。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 樽井5号踏切の方に行きます樽井男里線の高架部の側道のお話だと思います。全般的には、通過交通につきましては、当然南海本線をオーバーで通っております橋の本線を通るということでございます。側道を利用される方々は、いわゆる周辺の地域の住民の方が大半だというふうに思います。ですから、従来の中では樽井から男里浜地区、それから尾崎方面への府道を通っていきます部分ですね。基本的にはあの辺に住まいされる方々があそこを通っていくのが一番便利だからということで、そういう流れになるのかなというふうに思っております。

国道26号線に出るのは、やはり本線を通った方が当然早うございますので、そういう流れで行くのかなということでございますから、したがって、国道26号線から海側にお住まいされる方々等々が御利用されるということになるのかなということで、私も実は開店前にも現場で交通の流れなんかも、府の関係の方々と一緒に何時間か立ちまして流れも確認させていただきましたが、一般的に今言いましたような流れで通っておるのかなと思います。

ですから、今後その辺の状況を、まだ開店して間がございませんので、いわゆる市道と府道の側道との交差部分でございますから、経過的なことを観察しながら、対応につきましても適正な対応ということで検討してまいりたいと思います。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） 報告第2号に賛成の立場で討論していきたいと思っております。

当然、我々20人の議員が市の行政の予算執行をチェックしておるわけでありまして、当然審議を通して市民の声を伝えるというこの役割があるわけでありまして。それがこの泉南市の将来なり今日を左右するイオンモールの問題に絡んで、大変市民の皆さんが心配をしている交通渋滞問題について対応しようとするこのような事業が専決処分という形で行われることは、甚だ残念であります。まさしく市行政が計画性のないということはこの件ではあらわしたのだと思っております。

このようなことは絶対今後してもらっては困りますし、やはり長期、中期の予測を立てながら審議をした中で、一貫性のある、整合性のあるまちづくりをするためにも、このような専決処分という形は絶対にすべきでないということをお願いして、やってしまった予算でございますから賛成ということにしておきますけれども、心情は絶対反対であります。そういうことで賛成の討論にさせていただきます。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成16年第2回泉南市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後6時23分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 木 下 豊 和

大阪府泉南市議会議員 森 裕 文